

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

宮崎厚生年金 事案 934

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 9 月 30 日まで

私は、昭和 33 年 3 月に中学校を卒業した後、学校の紹介で同年 4 月から A 社に就職した。同社では、B さんという男性が社会保険事務を担当しており、私の給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。

しかしながら、年金事務所の記録では、A 社における厚生年金保険の被保険者記録が無いとされている。

申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の A 社における社会保険事務担当者のほか複数の同僚の氏名を記憶していること、及び当該同僚の中には申立人が A 社で勤務していたことを記憶している者がいることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が A 社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 32 年 3 月 1 日以降の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届の控えを保管しているが、申立人に係る届書の控えは見当たらない旨回答している上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は無く、申立期間における健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

また、同僚のうちの一人が、「申立期間当時、臨時・パート勤務者は厚生年金保険の加入対象から除外されていた。」と供述していること、申立人が記憶

する同僚の中には、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できない者がいること、及び前述の被保険者名簿において連絡先が判明した申立人と同年齢の同僚は、「私が入社した時期は昭和 33 年 4 月であるが、厚生年金保険には 34 年 4 月 1 日に加入している。」と供述していることから判断すると、A社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえるとともに、厚生年金保険に加入させた場合であっても、必ずしも入社と同時に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる賃金台帳、給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月頃から 45 年 2 月頃まで
② 昭和 45 年 11 月頃から 46 年 7 月 5 日まで
③ 昭和 50 年 5 月頃から同年 8 月 15 日まで
④ 昭和 59 年 6 月 22 日から 61 年 7 月 1 日まで

申立期間①について、私は、A社の孫請け会社で業務に従事していた。

申立期間②については、B社(現在は、C社)の系列会社であるD社に昭和45年11月頃から勤務していたと記憶しているが、年金事務所の記録では46年7月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した記録となっている。

申立期間③及び④については、E社に昭和50年5月頃に入社したが、年金事務所の記録では同年8月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した記録となっていることに納得いかない上、同社を途中で一旦退職したものの、年金事務所の記録にあるように59年6月22日から61年7月1日までの約2年間において離職はしていなかったと思う。

全ての申立期間について、勤務していたことは事実なので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社の孫請け会社に勤務していた旨申し立てているが、勤務していたとする事業所名及び同僚等の氏名を記憶しておらず、申立期間における勤務の実態を確認することができない上、当該期間における申立人の雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

また、A社は、「当社の労働者名簿に申立人の氏名は無く、下請け及び

孫請け会社の名称は把握していない。」と回答していることから、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録では、申立人のD社における被保険者資格の取得日は昭和46年10月27日となっており、申立期間における被保険者記録は確認できない。

また、C社は、「D社は当社の系列会社であり、当時勤務していた者の記憶によると、申立人がD社に勤務していたことは間違いないようだが、当時の人事記録等の関連資料を保管しておらず、申立人の勤務期間については確認できない。」と回答している上、申立人について記憶している同僚も申立人の勤務期間は不明である旨供述していることから、申立人の当該期間におけるD社での勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

- 3 申立期間③及び④について、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、E社において昭和50年8月15日に被保険者資格を取得し、59年6月21日に離職し、61年7月21日に再度資格を取得していることが確認でき、両申立期間における被保険者記録は確認できない。

また、E社は、「申立人は夫婦で勤務していたが、一旦退職し、自営で店舗を経営していた。その後復帰してきた。」と回答しているところ、E社が提出した「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は昭和50年8月15日に被保険者資格を取得し、59年6月22日に同資格を喪失していることが確認でき、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における資格取得日及び資格喪失日並びに雇用保険の被保険者記録における資格取得日及び離職日と符合している。

さらに、申立人は、E社を途中離職した期間は2年もの長期間ではなかった旨主張しているが、複数の同僚は、申立人が申立事業所を離職していた期間は2年ぐらいであったと思う旨供述している。

- 4 申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料を保管しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月1日から30年3月1日まで
年金事務所の記録では、私が、A社に勤務していた期間について、脱退手当金を受給したとされている。
しかしながら、私は脱退手当金を請求したことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す「脱退」の表記とともに、脱退手当金の支給月、支給金額及び支給決定日が記載されている上、当該支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和30年3月1日の前後2年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性15人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、10人に支給記録が確認できる上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から 44 年 5 月 11 日まで
年金事務所の記録では、A 事業所での厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金として支給済みとされている。

しかしながら、当時は脱退手当金のことは全く知らず、請求及び受給した記憶が無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所は、「退職者に対しては脱退手当金の説明を行い、受給希望者については代理請求を行っていたと思う。」と回答している上、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給日が同日である者が確認できることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、A 事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 9 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。